

# 埼玉県県庁舎問題検討会設置要綱

令和2年5月19日

総務部長決裁

(令和8年3月27日廃止)

## (県庁舎問題検討会の設置)

**第1条** 本県県庁舎は、最も古い本庁舎が築69年目を迎え、老朽化、狭隘化、分散化など様々な課題をかかえている。また、「埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針」では建物の目標使用年数を80年と定めており、令和13年度には本庁舎が築80年を迎える。

こうした中、目標使用年数経過後を見据え、県庁舎に係る課題を共有、討議するため埼玉県県庁舎問題検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (検討会の組織)

**第2条** 検討会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、総務部人財政策局長、副会長は総務部管財課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、委員会の運営上必要な検討を行うために、庁内関係課所室で構成する部会を設置することができる。

## (検討会の運営)

**第3条** 検討会は、会長が主催し、議長となる。

- 2 検討会は、必要に応じ庁内関係課所室、有識者等の参加を求めることができる。

## (検討会の討議事項)

**第4条** 検討会は、次に掲げる事項を共有、討議する。

- (1) 県庁舎に係る課題に関すること。
- (2) 県庁舎の在り方の検討に関すること。

## (事務局)

**第5条** 検討会の事務局は、総務部管財課とする。

## (委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (県庁舎問題検討会構成員)

会 長	総務部人財政策局長
副 会 長	総務部管財課長
委 員	企画財政部企画総務課長
委 員	企画財政部行政・デジタル改革課長
委 員	企画財政部情報システム戦略課長
委 員	企画財政部地域政策課長
委 員	総務部人事課長
委 員	県民生活部県民広聴課長
委 員	危機管理防災部危機管理課長
委 員	環境部環境政策課長
委 員	福祉部福祉政策課長
委 員	保健医療部保健医療政策課長
委 員	産業労働部産業労働政策課長
委 員	農林部農業政策課長
委 員	県土整備部県土整備政策課長
委 員	都市整備部都市整備政策課長
委 員	都市整備部都市計画課長
委 員	企業局財務課長
委 員	下水道局下水道管理課長
委 員	教育局教育総務部財務課長
委 員	警察本部警務部警務課長
委 員	警察本部総務部施設課長